

第 12 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和7年12月16日(火)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太 ・ 14 池山 允敏 ・ 15 宮本 政春
16 中村 高之 ・ 17 西森 偉統 ・ 18 結城 晋三 ・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子

以上9名

欠席部会委員 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則 ・ 17 西森 偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(使用貸借)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借)〈別冊〉
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について(所有権移転)〈別冊〉

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第12回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席は24番 岡田 勇樹委員の1名で出席委員数は9名でございます。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。</p> <p>6番 田口 慶則委員、17番 西森 偉統委員の両委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。</p> <p>番号1から10で、件数は10件、面積は33,375㎡で、その内訳は田が32,840㎡、その他が535㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>3ページから5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。</p> <p>番号1から8で、件数は8件、合計面積は15,347㎡で、その内訳は田が12,479㎡、畑が2,796㎡、その他が72㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>6ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。</p> <p>番号1 申請地は田で、取得年月日は平成14年9月20日でございます。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は52㎡で、すべて田でございます。</p> <p>この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1 一般個人住宅用地</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は200㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1 駐車場用地</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は237㎡で、すべて畑でございます。</p>

9 ページをお願いいたします。

報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号 1 一般個人住宅用地

番号 2 一般個人住宅用地

以上、件数は 2 件、合計面積は 2 4 9 . 7 8 m²で、その内訳は田が 1 5 2 m²、畑が 9 7 . 7 8 m²でございます。

報告案件は以上です。

議 長 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、1 0 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号 1、地区 川合、申請地 一志町片野堂ノ城、登記地目・現況地目とも畑、面積 2 0 1 m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号 2、地区 高岡、申請地 一志町高野道正、登記地目・現況地目とも畑、面積 2 8 m² 外 1 筆、合計面積 2 6 6 m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号 3、地区 川口、申請地 白山町川口宮ノ西、登記地目・現況地目とも田、面積 1 6 2 m² 外 1 筆、合計面積 4 2 0 m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号 4、地区 大三、申請地 白山町二本木北閑城、登記地目・現況地目とも畑、面積 1 3 2 m²。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号 5、地区 倭、申請地 白山町中ノ村大谷、登記地目・現況地目とも田、面積 2, 0 7 5 m² 外 1 筆、合計面積 3, 0 3 0 m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号 6、地区 倭、申請地 白山町南出臼杵谷、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 4 0 1 m² 外 1 筆、合計面積 2, 5 8 2 m²。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号 7、地区 竹原、申請地 美杉町竹原大垣内、登記地目・現況地目とも畑、面積 6 0 3 m² 外 2 筆、合計面積 8 7 8 m²。

譲受理由及び譲渡理由は、生前贈与のためです。

1 1 ページをお願いいたします。

番号8、地区 八知、申請地 美杉町八知火ノ谷、登記地目 田、現況地目 畑、面積 35㎡ 外1筆、合計面積 61㎡。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです

番号9、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田、登記地目・現況地目とも畑、面積 883㎡。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号10、地区 下之川、申請地 美杉町下之川三谷、登記地目・現況地目とも田、面積 42㎡。
譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号11、地区 下之川、申請地 美杉町下之川佃、登記地目・現況地目とも田、面積 1,120㎡ 外9筆、合計面積 4,883㎡。
譲受理由及び譲渡理由は、生前贈与のためです。

12ページをお願いいたします。

以上、件数は11件、合計面積は13,378㎡で、その内訳は田が8,521㎡、畑が4,857㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番から2番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。12月8日に、宮本委員、それと地元推進委員2名と現地確認をしております。ちょうど_____と_____の間の畑、田んぼの広がる場所ですが、事務局から説明がございましたように、農地として使うということでございますので、何ら問題はないということで判断しております。

それから、2番目でございますが、2番目は、場所としましては_____の西の田んぼが広がる一帯でございますが、これも畑でございますが、営農をするということで、事務局の説明どおりでございます。以上です。

議長 3番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。12月8日です。岡田委員、中村委員と西森、地元推進委員、事務局と現地を見てまいりました。場所ですけれども、_____の西のほうの集落の真ん中にありました。現状ですけれども、農地として回復しており水田に戻っている状態です。以上です。

議長 4、5、6番、お願いします。

中村委員 16番、中村です。4番、これは12月8日に私と、西森委員、岡田委員、

地元推進委員と白山総合支所の方と行ってきました。畑にするということで、問題ないと思います。

それから、5番、これも12月8日に同じメンバーで行って来ました。____の南側の崖の南にちょっと手前のところで、現状田んぼでちゃんと整備されていて、別に問題ないと思います。

それから、6番は、____の西側で、これも現状田んぼでちゃんと整備されていて、問題ないと思います。以上です。

議 長 7番から11番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。7番から11番まで説明いたします。
8日に、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。高齢であるため、____さんに、これは生前贈与です。

それから、8番。これも8日に、地元推進委員、事務局で現地の確認をいたしました。高齢により管理ができなくなるため、____さんに耕作をしてもらうということでございます。

9番、これも同じような案件で、地元推進委員とで現地を確認いたしました。後継者がいないので、譲受人に営農拡大をってもらうということでございます。

10番につきましても、これも同じような案件で、地元推進委員を入れて、現地の確認をいたしました。渡人は遠方に住んでいるので耕作ができないため、農地が隣接している耕作者にってもらうというふうに。

11番、地元推進委員と現地の確認をいたしました。高齢になってきたので、____さんへ、生前贈与をするということでございます。以上でございます。

議 長 地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。
どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町西八丁山、登記地目 山林、現況地目 畑、面積 701㎡ 外1筆、合計面積 2,111㎡。

これにつきましては、申請地を貸駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 新家町己改、登記地目 畑、現況地目 宅地、
面積 862㎡の内71.75㎡。

これにつきましては、申請地を進入用道路とするものです。

平成19年頃より宅地への進入路として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は2,182.75㎡で、その内訳は畑が71.75㎡、その他が2,111㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。8日に現地を諸戸委員、野田委員、中野委員ほか推進委員
4名で行ってまいりました。これはもう先ほどの事務局の説明どおりでござい
ます。何も問題ないと思います。

2番も同じことですが、これも諸戸委員、それから野田委員、中野
委員、そして事務局、そして私と推進委員が4名で現地を見てまいりましたが、
これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろ
しくお願いします。

議 長 地元委員より説明がございました。皆さん方のご意見がありましたら。
どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号につい
て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定し
たいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願につ
いて（使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。

事 務 局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（使用貸
借）でございます。

番号1、地区 倭、申請地 白山町中ノ村古市、登記地目 田、現況地目 畑、面積 521㎡。

この案件につきましては、令和7年6月20日付にて許可を受けましたが、周囲の住民の合意が得られなかったため、許可の取消願が提出されております。以上、件数は1件、合計面積は521㎡で、すべて畑でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

中村委員 16番、中村です。これ、前回、事務局から説明あったように、住民の意向で合意が得られなかったため取り消すということで、問題ございません。

議長 地元委員の説明がございました。皆さん方のご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 では、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒ヶ谷、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 93㎡ 外2筆、合計面積 98.52㎡。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

昭和60年頃に倉庫用地としていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 久居一色町上垣内、登記地目・現況地目とも畑、面積 82㎡。

これにつきましては、申請地をカーポート用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 川合、申請地 一志町片野北浦、登記地目・現況地目とも畑、面積 154㎡ 外1筆、合計面積 330㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 多気、申請地 美杉町上多気上沖、登記地目・現況地目とも
田、面積 700㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は332㎡、パネル設置率は47.4%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は1,210.52㎡で、その内訳は田が700㎡、畑が505㎡、その他が5.52㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見を伺います。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。これも先日、野田委員と見てまいりました。事務局から説明していただいたとおりでございます。推進委員が4名と野田委員、それから諸戸委員、中野委員、私、事務局でございます。これも何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 2番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。12月8日に、諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名、久居事務局と見てまいりました。受人は、新たにカーポートを設置するため土地を購入するものです。事務局の説明のとおり問題はないものと思われまます。以上です。

議長 3番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。8日に、地元推進委員と宮本委員と事務局で現地を見てまいりました。_____の北側の住宅、新たに住宅が広がってきているところの一部分でございます。事務局から説明ございましたように、もう既に周辺は新しい住宅になってきておりますので、何ら問題はなかろうということで判断いたしました。以上です。

議長 4番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。4番について説明いたします。8日に、地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。近隣に住宅は少ない。そのため、土地の形状もフラットです。電柱の近くであるため太陽光に適している。それが業者のご意見でございます。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いか

がですか。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 16ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 倭、申請地 白山町佐田田邊谷、登記地目 田、現況地目 畑、面積 661㎡。

これにつきましては、申請地を公園用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は661㎡で、すべて田でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。地元委員のご意見をお伺いします。

中村委員 16番、中村です。12月8日に、岡田委員、中村委員、西森委員と事務局、そして借受人の方と見てきました。現地は、_____から50メートルからちよつと_____のほうへ北側のほうに入ったところ、道の際のところ、先ほど事務局が説明されたとおりで問題ないと思います。

議長 説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

次に、別冊でお配りいたしました議案第6号 農地中間管理事業の推進に関

する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局

それでは、別冊をご覧ください。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから17ページをお願いいたします。

件数は79件で、合計面積は187,971㎡、その内訳は田が183,930㎡、畑が4,041㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。どうですか、皆さん。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。

続きまして、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

18ページをお願いいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。

件数は2件、合計面積は14,134㎡で、すべて田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出について

は、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局

事務局の説明が終わりました。

それでは、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件から審議いたします。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

それでは、番号2についてご審議をお願いします。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議いただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

この案件につきまして適正であると認め、市長に意見書として提出することといたします。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。どうですか、よろしいか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議いただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に意見書として提出することにいたします。ありがとうございます。
以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第12回第2農地部会を閉会します。

午後2時27分

上記は、第12回第2農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____